

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 22 年 1 月 6 日

審査機関名 SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	バイオマス(木屑)への燃料転換を伴うボイラー設備更新事業
排出削減事業者名	株式会社サイプレス・スナダヤ
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	株式会社サイプレス・スナダヤ (愛媛県西条市小松町新屋敷甲 1171-1)
事業の概要	本事業では、製品乾燥用として使用している主力のボイラーを A 重油ボイラーから木屑焚きボイラーに変更する。木屑焚きボイラーの燃料として、集成材(土台・柱)製造工程上発生し、これまで電力会社や農家等へ提供していた木屑を使用することで、A 重油の使用量を減少させ CO2 排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	929tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 4,467tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2008 年 6 月 10 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施場所を訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社サイプレス・スナダヤ (愛媛県西条市小松町新屋敷甲 1171-1)
追加性を有すること	<ol style="list-style-type: none">1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。2) 排出削減事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できることを、関係者への質問、現地視察などで確認している。既存の A 重油ボイラーは、バイオマスボイラーのバックアップ用として、現在も設置されている。3) 排出削減事業の投資回収年数は 3.8 年である。投資回収年数計算の根拠データについて、担当者およびその他事業者への質問及び検算、関連証憑との突合により適切性を確認している。4) 更新前に使用していた A 重油ボイラーは CO₂ 排出量も多く、周辺環境も考慮し、CO₂ 排出量を減らしたいという事業者の考えに、国内クレジット活用によるバイオマスボイラー導入というクリーンな事業がマッチしたことが事業実施の一因となった。5) 燃料となる木質バイオマスは、工場から発生する木屑のみであることを、事業者への質問、現地視察等により確認した。この木屑は、電力会社や農家等へ提供されていたものである。今回の事業によって、毎日トラック数台分の木屑運搬に伴う CO₂ 排出量が削減された。
自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者への質問、関係者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。 なお、当事業者は日本集成材工業協同組合に所属しており、同協会のホームページ(http://www.syuseizai.com/)を確認している。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認済排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>事業実施前の A 重油ボイラー及び実施後のバイオマスボイラーによって生成された熱は、製材工場の乾燥機 14 台で使用される。事業実施後のバイオマスボイラーにおいて燃料として使用されるおが屑の投入量は計測できず、又、同ボイラーの構造上(蒸気圧力制御に関する自動制御機能がない)、生産された蒸気が、乾燥工程で不必要となった場合には、使用されずに廃棄されており、その量を把握する事はできない。これらの適切性については、現地視察、ボイラー仕様書の確認などによって確認している。</p> <p>以上より、ボイラーの更新であっても方法論 004 が適切と判断される。</p> <p>適用条件 1：工事関係資料、現地視察によって、バイオマスボイラーが導入されたことを確認している。</p> <p>適用条件 2：バイオマスボイラーの導入を行わなかった場合、既存の A 重油ボイラーが継続して使用できることを関係者への質問、現地視察等によって確認している。実際に、既存の A 重油ボイラーは、バイオマスボイラーのバックアップ用として、現在も設置されていることを確認している。</p> <p>適用条件 3：事業実施前及び事業実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える生産量を把握できることを、関係者への質問、現地視察等によって確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
----------------------------	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし。

以上